

事 務 連 絡
令和7年5月15日

1 学年保護者の皆様へ

愛媛県立松山商業高等学校 事務課

愛媛県公立学校等奨学のための給付金の案内について (新入生に対する4～6月分相当額の前倒し給付)

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒に対し、「奨学のための給付金 (返済不要、申請必要)」を支給いたします。

新入生のうち希望者を対象に、4月1日を基準日として、4～6月分相当額の前倒し給付を行います。希望される方は、申請書類を事務室へ取りに来てください。

なお、今年度は前倒し給付のみ令和6年定額減税の影響を受けるため、該当者は申請漏れのないようご注意ください。

記

1 支給要件

- ① 保護者等が愛媛県内に住所を有している
- ② アもしくはイに該当する世帯である

ア： 保護者全員の令和6年度（令和5年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）

イ： 令和6年度1月から入学日前の間に家計が急変（保護者等の失職、倒産、死亡、離婚等）し、申請時においてもその状況が継続しており、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯

- ③ 基準日に在学している（今年度入学生は支給の対象となります）

2 新入生への前倒し給付について

基準日（4月1日）に支給要件を全て満たす場合に、4～6月分相当額の前倒し給付を申請することができます。入学前に家計が急変したことによる申請も可能です。

なお、4～6月分相当額の前倒し給付を受けた場合の7～3月分相当額は、基準日（7月1日）の状況に基づいて別途通常申請が必要です。

【裏面へ続く】

【前倒し給付する際のポイント】

- ① 年額を2回に分けて給付（4～6月分、7～3月分）
- ② 4～6月分は従来の年1回給付より早期に給付（7月末頃支給予定）
- ③ 年額を受給するためには申請が2回必要（基準日4月1日、7月1日）

3 支給額（生徒一人あたりの額）

世帯区分	国公立			
	通信制以外		通信制	
	4～6月分	7～3月分	4～6月分	7～3月分
生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075 円	24,225 円	8,075 円	24,225 円
道府県民税所得割及び市町村民税 所得割合算額が非課税の世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯） ※ 家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む	35,925 円	107,775 円	12,625 円	37,875 円

4 受取期限及び提出期限

受取期限：令和7年5月26日（月）

受取先：本校事務室

※受け取る場合は事務室にて、通常申請または家計急変による申請を行うか伝えてください。

提出期限：**令和7年5月29日（木）**（最終締切：令和7年5月30日（金））

提出先：本校事務室（封筒に入れて提出してください。）

5 その他

- ① 本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住する方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- ② 本案内は、本校ホームページ（事務課より）にも掲載しております。

【問い合わせ先】

松山商業高等学校 事務室
担当：寺尾
TEL：089-941-3751